

第12次松江市交通安全計画(案)の概要

計画の期間：令和8年度～12年度

計画の基本理念

～日本一交通事故のない県都松江を目指して～

- 交通安全の確保は「安全で安心なまちづくり」を進めていくための重要な要素であり、「日本一交通事故のない県都松江」の実現を目指す。
- 人命尊重の理念に基づき、歩行者等の交通弱者の安全を確保する「人優先」の交通安全思想を基本とし、施策を推進する。
- 少子高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築を目指す。
- 交通を構成する「人」「交通機関」「交通環境」の三要素について、相互に関連づけながら効果的な取組を進める。
- 外国人材の活用により、外国人が運転する機会も増えていることから、日本の交通ルールやマナーを伝える交通安全教育や情報提供を進める。

目 標

松江市における交通事故の現状

道 路 交 通

- ◎ 交通事故発生件数
140件以下
- ◎ 交通事故死者数
2人以下
- ◎ 交通事故重傷者数
31人以下

○ 道路交通事故

各計画期間の発生件数等の平均値は計画を重ねるごとに減少している。第11次計画の最終年である令和7年は、交通事故発生件数、交通事故死者数、交通事故重傷者数のいずれについても目標を達成することはできなかった。第11次計画期間中の交通死者数のうち6割が高齢者であった。令和7年、松江市は全国の県庁所在地と比較して人口10万人当たりの交通事故発生件数が全国で3番目に少なく、死傷者数は2番目に少ない状況。

踏 切 道 に お け る 交 通

- ◎ 踏切事故件数
ゼロ

○ 踏切道における交通事故

全国的に見ると、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進により減少傾向にあり、本市でも第9次期間以降発生していない。

視 点

対 策

柱

※【**拡充**】【**新規**】は第11次計画との比較

- **高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策【**拡充**】**
 - ・ これまでの運転免許返納後の移動手段の対応やバリアフリー化の環境整備に加え、医療機関等と連携した交通安全対策や安全支援機能が付加された自動車の普及を推進する
- **こどもの安全確保のための環境整備**
 - ・ 引き続き、安全な道路環境の整備を推進する
- **歩行者の安全確保のための意識変容【**拡充**】**
 - ・ これまでの環境整備に重点を置いた対策に加え、横断歩道では歩行者を優先させる車は横断歩道の手前で減速する歩行者自身も安全を確認するなど、ドライバーと歩行者双方の意識や行動を変えることも重視する
- **自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備【**拡充**】**
 - ・ ヘルメット着用や保険への加入等に加え、
・ 「ながらスマホ」や飲酒運転の禁止
など法令遵守の啓発や松江市歩行環境整備ビジョン等に基づき通行環境の整備を進める
- **外国人の交通安全対策の推進【**新規**】**
 - ・ 外国人についても交通安全対策の対象として明確に位置づけ、日本の交通ルールを分かりやすく伝えるなど多様な交通参加者に対応する取組を進める
- **特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進【**新規**】**
 - ・ 電動キックボードなどの小型モビリティについて、新たな交通主体として安全利用や交通ルールの周知を行う
- **生活道路における歩行者等の安全確保【**拡充**】**
 - ・ 車の通行を優先するのではなく、歩行者や自転車などの安全を優先する「人優先」の考え方を明確にし、速度抑制などの対策を進める
- **先進技術の活用推進**
 - ・ 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い防止機能、運転支援システム、自動運転技術の活用など技術力で事故を減少させる
- **交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進**
 - ・ 地域ごとの交通事故の特徴に応じた、効果的かつ効率的な交通事故対策を進める
- **地域が一体となった交通安全対策の推進【**継続**】**
 - ・ 市・関係団体・住民等が協働し、地域の課題解決に取り組む

- 1 **道路交通環境の整備**
 - 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - 自転車利用環境の総合的整備
 - ・ゾーン30プラス、生活道路法定速度の広報啓発を推進する
 - ・自転車道や自転車専用通行帯等、自転車利用環境の整備を推進する
- 2 **交通安全思想の普及徹底**
 - 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 効果的な交通安全教育の推進
 - ・幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者など各世代における段階的・体系的な交通安全教育を推進する(障がい者、外国人を含む)
 - ・参加、体験、実践型の教育等効果的な交通安全教育を推進する
- 3 **安全運転の確保**
 - 高齢運転者対策の充実、安全運転管理の推進
 - ・交通安全地区教育指導員等による地域の実情に即した交通安全教育を推進する
 - ・事業所内の安全運転管理体制の充実強化と、講習等による安全運転管理者等の資質及び安全意識の向上を図る
- 4 **車両の安全性の確保**
 - 自動車の検査及び点検整備の充実
 - 自転車の安全性の確保
 - ・先進安全技術の導入による自動車の構造が複雑化するなか、自動車点検整備の推進や不正改造車両に対する整備命令制度の的確な運用に努める
 - ・電動アシスト車を含む自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運の醸成を図る
- 5 **道路交通秩序の維持**
 - 交通の指導取締りの強化等、暴走族等対策の強化
 - ・交通事故を防止し、安全安心な交通を確保するために、教育の他、取締りや事故事件捜査を通じ、交通秩序の維持を図る
 - ・松江市暴走族根絶対策推進条例の的確な運用を図る
- 6 **救助・救急活動の充実**
 - 救助・救急体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保
 - ・救助・救急体制、救急医療体制の連携の確保と一層の整備を促進する
 - ・救急医療機関、消防機関における緊密な連携・協力関係を推進する
- 7 **被害者支援等の充実と推進**
 - 交通事故被害者等支援の充実
 - 無保険(無共済)車両対策の徹底
 - ・交通事故相談所の業務内容の周知や活用の促進を図る
 - ・自賠償保険の期限切れ、掛け忘れ防止の周知等を図る

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及びバリアフリー化の推進
- 2 踏切道の統廃合の推進
- 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施
- 4 その他踏切の交通の安全と円滑化を図るための措置